

非常変災時における対応と登下校について

保存版

【尼崎市】に、「レベル3大雨警報」「レベル3氾濫警報」もしくは「暴風警報」「暴風雪警報」又はこれらに係るレベル4危険警報・レベル5特別警報（以下「レベル3大雨警報等」という）のいずれかが発令された場合の対応につきましては、次の通りとなります。

登校前は、テレビ・ラジオ等の気象情報をもとに、各家庭で判断してください。但し報道機関によっては、尼崎市が含まれていなくても「阪神」とまとめて発表される場合があります。必ず、サンテレビ、NHK、気象庁ホームページなど複数の媒体で【尼崎市】が含まれているかご確認ください。

*気象警報情報の把握には、ひょうご防災ネット <http://bosai.net/> への登録をおすすめします。

【前日】 ・授業日の前日までに、気象情報等により、その授業日にレベル3大雨警報等が発表されることが明らかであると認められる場合。市教育委員会の判断により警報等の発表の有無に関係なく翌日は臨時休業となります。その際には学校からメール配信で保護者の皆様にお知らせします。なお、尼崎市のホームページ、防災ネット、尼崎市LINE公式アカウントに前日に決定した市の方針が午後7時までに示されますので、ご確認ください。				
登校状況	時刻	気象状況	発令地域	対応
登校前	午前7時 現在	上記警報発令	尼崎市・尼崎市を含む地域	自宅待機 午前9時までの間はテレビ・ラジオ等の気象情報に注意してください。
その後 (自宅待機中)	午前9時までに状況に 変化あり	上記警報が午前9時（9時ちょうどを含む）までの間に解除	解除（尼崎市・尼崎市を含む地域）	登校 解除された時点で安全に注意して登校させてください。 <u>給食を実施できるため、登校後、通常通りの授業を行います。</u>
	午前9時 現在	上記警報がそのまま発令中	尼崎市・尼崎市を含む地域	臨時休校 午前9時以降に解除されてもそのまま全日臨時休校です。
登校後	在校中	上記警報発令	尼崎市・尼崎市を含む地域	教師引率で一斉下校 状況によっては学校一時待機やお迎えの要請もありますが、その場合はメール配信等で連絡します。なお、児童ホームおよび子どもクラブは利用できません。 <u>午前11時までに警報が発令された場合は、悪天候下での危険な下校を避けるため、原則として、給食を実施せず速やかに下校させます。</u>
				*帰宅しても家に入れない（カギを持ってない等）児童は、学校で一時待機させます。児童ホーム・子どもクラブの指導員は、学校と連携して児童の保護にあたります。

*台風接近時にご家庭が不在となる場合、緊急時でも児童が安心して下校できるよう、知人、友人宅への避難を依頼しておくなどの準備をしておいてください。警報発令が予想される場合は、あらかじめ家庭の方で昼食等の用意をお願いします。

*上記以外でも、学校付近で局地的な豪雨やその他の災害（ガス爆発、火災、雷等）が発生した場合は、緊急に臨時休校や通学路変更等の措置をとることもあります（メール配信等で連絡）。

*自宅周辺で道路の冠水、用水路の増水等、児童の登下校に危険な緊急事態が発生した場合は、警報発令や学校からの連絡指示がなくても、ご家庭で判断して登校を見合わせてください。

電話での問い合わせは、緊急連絡等に支障をきたしますのでご遠慮ください。

■地震発生の場合

時	地震	学校の対応	備考
登校前	授業日の前日又は当日に震度5弱以上の地震が発生した場合	<u>臨時休業</u>	給食は中止
	尼崎市地域防災計画に規定する避難情報（「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」）の発令があった場合	避難情報（「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」）の発令があった地域を校区に含む学校は <u>臨時休業</u> となります	給食は中止
登校後	震度5弱以上の地震が発生した場合	・地震が発生した時点で、授業や部活動等を中断し、避難行動をとる。 ・被害状況を把握し、安全を確保した上で、児童を待機させ、 <u>下校や引き渡し等</u> を行う。	給食は中止
	尼崎市地域防災計画に規定する避難情報（「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」）の発令があった場合	被害状況を把握し、安全を確保した上で、児童を待機させ、 <u>下校や引き渡し等</u> を行う。	給食は中止
登下校中	震度5弱以上の地震が発生した場合	・児童等は、最も安全と考える場所（学校、自宅、頑強な建物等）に避難する。 ・児童等の所在の確認（校内・通学路・避難場所など）をする。 ・被害状況を把握し、安全を確保した上で、児童を待機させ、 <u>下校や引き渡し等</u> を行う。	<登校時に発生した場合> 給食は中止

■その他の災害発生の場合

時	地震	学校の対応	備考
登校前	・道路冠水、樹木の倒壊など、校区内において特殊事情が発生した場合 ・学校周辺で局地的な豪雨やその他災害（火災、ガス爆発、雷等）発生時	臨時休業や通学路の変更等を行うことがある	臨時休業の場合、給食は中止
登校後		被害状況を把握し、下校や引き渡し等を行う	給食を中止する場合がある

（参考）児童ホーム及びこどもクラブの児童の対応（所管 こども青少年局児童課）

1 児童ホーム

- （1） 非常変災に伴い、小学校が臨時休業となった場合、閉所とする。
- （2） 登校後、児童ホームの登所時間までに学校が下校の判断を決定した場合、閉所とする。
- （3） 児童ホームの活動中にレベル3大雨警報等が発令された時は、原則として帰宅させる。
- （4） 震度5弱以上の地震発生もしくは避難情報が発令された場合は、児童の安全確保を行い、原則として保護者へ引き渡す。

2 こどもクラブ

- （1） 非常変災に伴い、小学校が臨時休業となった場合、閉室とする。
- （2） 登校後、こどもクラブの登所時間までに学校が下校と判断を決定した場合、閉室とする。
- （3） こどもクラブ活動中にレベル3大雨警報等が発令された時は、原則として下校させる。
- （4） 震度5弱以上の地震発生もしくは避難情報が発令された場合は、児童の安全確保を行い、原則として保護者へ引き渡す。